

必ずプリントアウトしてお手元に保管してください

【保存版】



フローレンスの 病児保育

寄付によるひとり親・発達支援プラン
ガイドライン

【料金・利用案内】

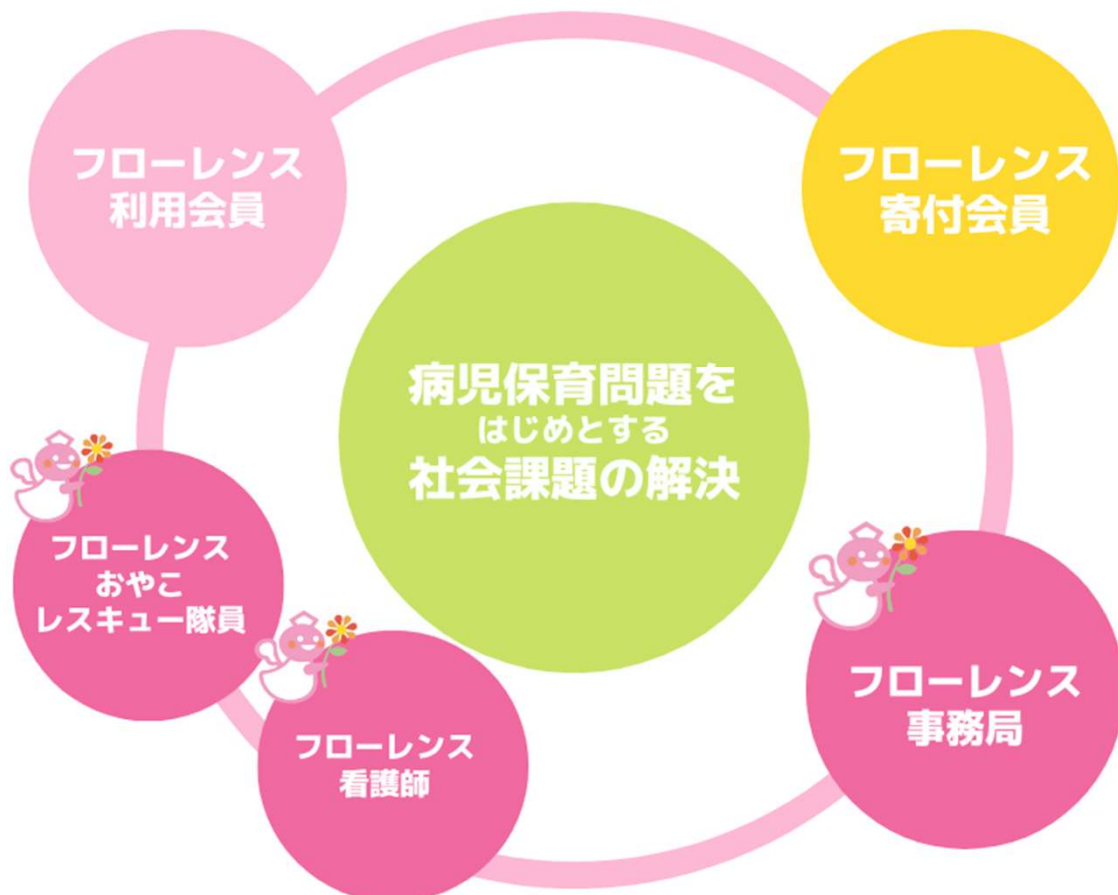
こどもたちのために、日本を変える

Florence

フローレンスの病児保育憲章

1. こどもの病気は丈夫な体を創るために必要な発達プロセスです
だから誰も悪くありません
2. こどもの病気は親だけでみるべきものではありません
だから安心して病児保育のプロに任せていいのです
3. こどもの病気は親子のピンチ
ピンチの時は、みんなで助ける社会が良い
だから病児保育は社会にあってあたりまえのインフラです

私たちは利用会員のみなさんも社会課題の解決と一緒に目指す
クルー（乗組員）であると考えます



ひとり親支援プランは、社会で子どもを育むことに共感した個人・企業からの支援に支えられています

フローレンスは、2004年より、子育てと仕事の両立可能な社会を目指し活動を始めました。当時は保育スタッフ（おやこレスキュー隊員）を常時確保することなどに費用がかかり、低価格での提供が難しく、病児保育を必要としているすべての人にご利用いただくことができませんでした。

そんな中、ひとり親家庭の保護者が安心して働きつづけられるように支援くださるあたたかい寄付により、2008年7月より月会費1,000円（税別）での病児保育の提供が可能となりました。

さらに2008年11月より毎月一定額を寄付する「サポート隊員」制度を設け、2024年現在、多くの皆様より寄付をいただいています。より多くのひとり親家庭にご利用いただくために、2022年9月からは年収上限の緩和や支援期間の延長を実施しました。

今後も、ひとり親家庭を支援する仕組みを継続的に広げていきたいと考えています。ひとり親家庭の皆さん、フローレンスと共に、誰もが子育てと仕事を両立できる社会をつくっていきましょう。現代を生きるわたしたちと未来の子ども達が笑顔でいられるように。

●麻疹（はしか）、新型コロナウイルス感染症について

フローレンスではマンツーマンのお預かりのため、水疱瘡やインフルエンザ等の感染症でも対応が可能です。

一方で、麻疹（はしか）及び新型コロナウイルス感染症に関しましては、症状が急激に重篤化することがあるため、お預かりを行っておりません。（感染疑い、潜伏期間を含みます。）お預かり時に受診等で発症の可能性が生じた場合は、速やかにご帰宅をお願いいたします。

発達支援プランの概要①

- ◆より手厚い見守りが必要なお子さんの病児保育プランです
- ◆おやこレスキュー隊員による1対1の保育に加え、看護師が必ずお伺いし、ご自宅にて病児保育をサポートします。
- ◆自宅で1対1で保育を行うため感染症でもお預かりできます。※

※麻疹(はしか)、新型コロナウイルス感染症に関してはお預かりを行っておりません。(感染疑い、潜伏期間もお預かりを行っておりません)お預かり時に受診等で発症の可能性が生じた場合は、速やかにご帰宅をお願いいたします。

発達支援プランの 成り立ちと仕組みについて

わたしたちは病児保育事業を立ち上げた当初から、「すべての家庭に病児保育」を届けたいと考え、活動してきました。

しかし限られた人員・リソースで病児保育を運営する中で、おやこレスキュー隊員1人で安全にお預かりすることが難しいお子さんの場合、入会をお断りせざるを得ない状況がありました。そのたびに、「わたしたちにこの子を、この保護者を支えられる力があれば・・・」と、自分たちの無力さ、受け入れ体制の不十分さへの悔しさに打ちひしがれました。

そして、2014年4月に、ようやく体制を整えることができました。培ってきた病児保育の技術をベースに、おやこレスキュー隊員の他に看護師が訪問することで、障害やその傾向があるお子さん、慢性疾患のあるお子さんに病児保育を行っております。

この「発達支援プラン」は「誰もが子育てと仕事を両立できる社会」に向けた、わたしたちの挑戦です。フローレンスは、病児保育を通して、すべての親子が笑顔で暮らせるよう、常に挑戦していきます。

看護師が訪問することで、お子さんの経過を見守りながら、安心安全にお預かりすることができます。
(日中の保育はおやこレスキュー隊員が行います)

発達支援プランの特長

障害や慢性疾患等をお持ちのお子さんにも病児保育の門戸を開き、看護師が訪問することによって、安心・安全な保育が可能となりました。

～月会費は以下のように使われています～

- 月1回目の病児保育利用料（9:00～17:00の8時間）の補てん
- おやこレスキュー隊員の採用・育成
- 情報管理（会員専用サイト）のためのシステム運営
- 安定した病児保育提供のための事務局・訪問看護ステーション運営
- 万が一の事故に備え、損害賠償などを補償する保険に加入

※前日夜20時までのご依頼に対し、当日朝8時までにお応えできなかった場合は、下記の「フローレンスクーポンの概要」記載のクーポン（「フローレンスクーポン」）を配布します。ただし、フローレンス パンデミックモードの宣言下、および、利用会員規約第11条に当てはまる場合においては、フローレンスクーポンの配布対象とはなりません。

【フローレンスクーポンの概要】

1.お使いいただける対象サービス・対象料金

フローレンスの病児保育サービスの保育料（月会費・更新料その他保育料以外の料金等には使用できません。当月1回目の病児保育利用についてフローレンスクーポンを使用する場合、無料枠の9:00～17:00以外の時間帯の利用で発生した保育料に限り使用可能です。）

2.額面・枚数

20,000円分・1枚（フローレンスの病児保育サービスの保育料20,000円を上限として使用可能です。）

3.配布時期

ご依頼にお応えできなかった月の翌月～翌々月に配布

4.有効期限

クーポンの発行日より1年間有効

5.発行回数

同月内に複数回のお断りが発生した場合でも、1枚のみの発行となります。

6.利用方法、払戻しについて

利用対象の保育料がクーポンの額面（20,000円）未満であっても、差額の払戻しはございません。

7.分割利用について

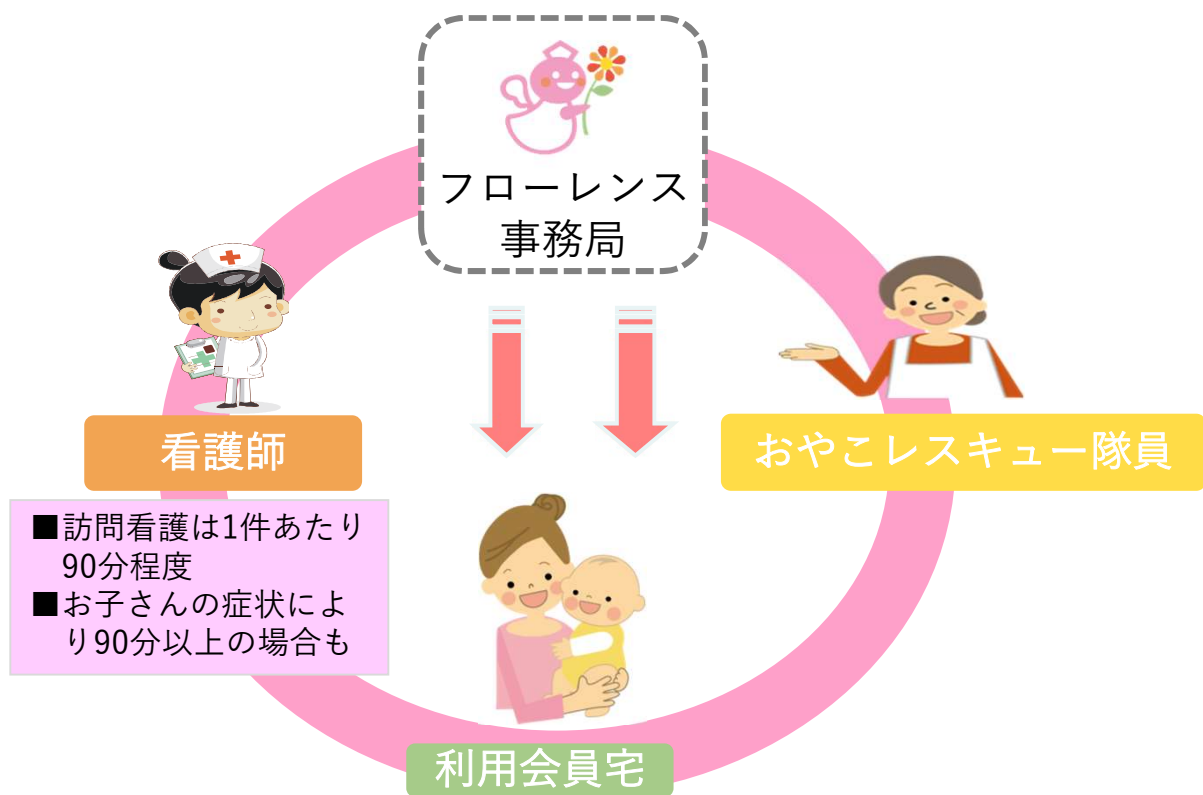
フローレンスクーポンは、1回使い切りとなります。1枚のフローレンスクーポンを複数回の病児保育に分けて使用することはできません。

8.その他

フローレンスクーポンを使用することができるのは配布を受けた利用会員のみであり、他の利用会員による使用や他の利用会員への譲渡等はできません。その他、フローレンスクーポンの使用の詳細については発行時にご案内します。

発達支援プランの利用について

- 入会にあたっては、お子さんの健康状態を確認させていただきます。
- 前日20時までにご予約いただいた場合、翌日のお預かりが可能となります。
- お預かり前に受診いただき、第三者預かりが可能かの確認をお願いします。



◆注意事項◆

- 当日看護師が不在の場合はご利用いただけません。
- 保育園へのお迎えには対応していません。
- 各種オプションはご利用いただけません。



●ご入会及びご利用の継続が難しいケース

1. 1歳未満のお子さんで、自宅内での喫煙者がいる場合
乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）（厚生労働省平成24年10月）
に準拠し、ご入会いただくことができません。
2. 特別な医療行為が必要な場合
おやこレスキュー隊員は、医療従事者ではないため、医療行為は行えません。
例：
 - ・体内外にチューブやカテーテル等の医療器具が挿入されているお子さん
 - ・医療的ケアが必要なお子さん
 - ・在宅酸素が必要なお子さん（一時的使用も含む）
3. フローレンスのメディカルチームにて、第三者による1対1の病児保育が困難と判断した場合
休会のご提案や、場合により入会をお断りすることがあります。
例：てんかんの診断/疑いがあるお子さん
4. 虚偽の報告があった場合
ご入会後に虚偽の報告が認められた際には、退会勧告をさせていただく場合がございます。

※健康状態に変化（入院・アレルギー追加等）があったときは必ずフローレンスにお申し出ください。

●病児保育の利用ができないケース

1. 病児保育に当たらない次のような場合はご利用いただけません。
定期検診・定期観察のための受診付添・食物アレルギー等負荷試験の付添・予防接種・感染予防等
2. 停電、断水、ライフライン停止の時はお預かりをお受けすることができません。
※季節によってエアコンを使用いたします。

その他、利用会員規約第11条に当てはまる場合もご利用できません。

●病児保育利用時に保護者在宅またはおやこレスキュー隊員2名体制で対応するケース

以下に該当する場合はおやこレスキュー隊員1名での保育が困難であると判断し、保護者の方へ在宅を依頼します。

1. 対象児が障害や特性等により、専門的な移乗等の介助の必要が発生する場合
 2. 対象児の発達特性により、対象児及びおやこレスキュー隊員に怪我のおそれがある場合
- 1の対応が困難な場合は保育時間のうち必要な時間帯に、保育者を加えて1名派遣とし、ご加入されているプランの保育料に対して1.5倍の料金を請求させていただきます。

●フローレンス パンデミックモード

過去複数年の数値と比べて、特定の感染症が120%を超える場合、または複数の感染症で100%を超える場合などの感染症の大規模な流行が発生した場合、フローレンスでは、これを「フローレンス パンデミックモード」とし、フローレンスの判断により、会員に向けてメールにて宣言の通知を行います。この宣言下においては、前日20時までのご依頼に対し、お応えできなかった場合であっても、フローレンスクーポンの配布はいたしません。また、予約受付時間等変更になる場合があります。詳細はパンデミックモード宣言時にお知らせします。なおフローレンスがフローレンス パンデミックモードを宣言していない場合でも、状況により上記のような対応とさせていただきます場合がございます。

●指名制・担当制はお受けしていません

「病児保育」は突発的な特性があるため、担当制ではありません。事務局にて利用家庭とおやこレスキュー隊員のマッチングを行います。

●与薬

弊会では、保育所運営の基準となっている「保育所保育指針解説書」を参考にしております。保育中におやこレスキュー隊員による与薬のご希望がございます場合は、必ずお薬と共に与薬依頼書をご用意ください。

●代行受診

フローレンスの代行受診とは、おやこレスキュー隊員が保護者に代わってかかりつけ医を受診することです。ご利用開始までに保護者による受診が難しい場合や、保育中に症状変化があり受診が必要な場合などにおやこレスキュー隊員が代行受診を行うことが可能です。代行受診の際には、原則として医師の指示に従うことに予めご了承ください。

※おやこレスキュー隊員による受診について、ご家族以外の第三者が受診可能であるかを事前に保護者の方からかかりつけ医にご確認ください。

※お預かり中にお子さんの病状変化があった場合は、保護者の方にご連絡します。受診先医師より保護者のご帰宅要請があった場合や救急搬送時は受診先（搬送先）へお越しいただく必要があります。

●生後6ヶ月未満のお子さんのご利用

生後6ヶ月未満（早産の場合は修正月齢で判断）のお子さんは、保護者によるご利用前受診が必須です。また、最終受診日から3日以上症状が継続している場合や症状が悪化している場合は、ご利用前に再受診をお願いいたします。

お子さんの病状が悪化している場合は、受診のため状況に応じて保護者の方にご帰宅を依頼する場合がございます。

●ごきょうだいでのご利用

フローレンスの病児保育はお子さん1人に対しておやこレスキュー隊員1人の保育となります。ごきょうだいで同日にご利用の場合は、それぞれご予約いただく必要がございます。

また、小学生以下のごきょうだいがご病気でご自宅に滞在される場合は、必ず保護者もしくは保育者の方がご在宅いただけますようお願いいたします。（ご病気以外の理由でご在宅の場合は不要です）

保護者もしくは保育者不在で健康なごきょうだいが在宅される場合は、フローレンスへの登録の有無に関わらず、下記の2つの条件両方にあてはまる場合のみ可能です。

- ①健康なごきょうだいが就学児以上であること
- ②健康なごきょうだいが身の回りのこと（排泄、食事等）がご自身で出来、大人の見守りなしに在宅ができること

●メール・パソコンなどの環境

病児保育の予約はWEB上の会員専用サイトからのみとなります。また、請求内容や各種書類についても、会員専用サイトにてご確認ください。このため、WEB上の会員専用サイトを利用できない場合は入会いただけません。連絡はすべてメールで行います。重要なお知らせもメールでの連絡となりますのでフローレンスからのメールは必ずご確認ください。

※ドメインが@florence.or.jpからのメールが受信できるよう、セキュリティの設定を調整してください。

※メールアドレスが変わった時は、会員専用サイトからご自身で速やかに変更をお願いします。

※連絡先等の情報登録はお預かりのたびに確認をお願いいたします。災害等の場合にも、緊急連絡先が必要です。常に最新の情報に更新をお願いします。

※災害時は会員サイトの経過報告、災害用伝言板（web171）、Facebook、X（旧twitter）等で状況をお知らせいたします。

大切なお願い

ひとり親・発達支援プランは、寄付により運営されているため、利用人数に限りがあります。サポートを必要とするより多くの方に利用して頂くため入会基準を設けており、状況確認のために、資料提出をお願いしております。

また書類を提出された方から順に、利用枠の空き状況を踏まえ順次ご案内致しますが、場合によっては、ご案内できる日程に遅れが生じる場合があります。利用枠が満員等で入会制限を行う場合は、病児保育サイトのひとり親プランのページに記載いたします。
寄付で運営している関係上、あらかじめご了承ください。

ひとり親・発達支援プラン 提出資料について

入会にあたっては【ひとり親対象条件】と【発達支援対象条件】
両方を満たした方が対象となります

ひとり親 対象条件

以下の2種類の書類をご用意できる方が対象となります。

①収入が確認できる書類（以下のいずれか1種類）

- ・自治体から交付された有効期限内の児童扶養手当受給証
- ・500万円以下の収入であることが確認できる前年度の源泉徴収票または課税・非課税証明書

②扶養が確認できる書類（以下のいずれか1種類）

- ・保護者とお子さんのそれぞれの保険証
- ※保険証がない場合は、住民票や弁護士作成の資料等で保護者とお子さんの扶養関係が確認できるもの

※就労の有無問わずご利用可能です。
※離婚成立前の「事実上のひとり親家庭」もご利用いただけます。
※各種書類は写真に撮って頂き、入会申し込みの際会員専用サイトよりご登録頂きます。

発達支援 対象条件

- 東京都23区内及び東京都・近隣県の一部地域にお住まいの方でご自宅での受入が可能な方
- フローレンスのメディカルチームにより訪問看護が必要との判断があり、主治医から訪問看護指示書が発行可能なお子さん（入会時にご説明致します）
- ※訪問看護のご利用は、フローレンスの保育をご利用時に限ります。

入会・利用について

対象年齢

月齢4ヶ月～小学校6年生
※6ヶ月児未満の入会で早産（在胎37週未満）の場合は、
修正月齢での判断となります。

対象エリア

前のページの記載をご確認ください

ご利用可能日

月～金曜日 8:30～18:00 ※開始引き継ぎ15分、
終了引き継ぎ10分を含む

※土・日・祝日および夏季・年末年始はお休みです

お預り場所

ご自宅



お申込～入会までの流れ

- ・申し込みフォーム入力時にお子さんの情報入力のプランのところ「ひとり親・発達支援プラン」を選択してください。
- ・ひとり親の証明書類のご提示が必要です。
- ・お申込みいただいた方から順次、健康チェックを行います。
- ・訪問看護契約を交わす為、看護師がご自宅へお伺いいたします。
お子さんの症状・状態に応じて、ひとり親支援プランでのご利用が可能と判断された場合は、プランを移行させていただきます。

WEBサイト
よりお申込み

WEBサイトの入会お申込みボタンより、利用会員規約及びひとり親・発達支援プランのガイドラインをご確認のうえ、申し込みフォームに添って、お申込みください。お子さんの情報入力のところで「ひとり親・発達支援プラン」をお選びいただき、収入や既往歴等についてもご入力ください。

事務局にて
健康チェック

ご入力内容を基に、ひとり親・発達支援プランでの利用及びお子さんを安心安全にお預かりできるか、確認させていただきます。お子さんの症状・状態に応じて、問診にお答えいただきます。

訪問看護
指示書発行

フローレンスのメディカルチームにより訪問看護が必要との判断があった場合は、お子さんの主治医へ訪問看護指示書の発行を依頼致します。

書類の提出
情報登録

ご入会にあたっては、下記の提出と確認が必要となります。

- ・フローレンスが指定する訪問看護事業所との契約が必要となります。
- ・訪問看護ステーション規約、重要事項説明書、同意書の説明をいたします。
- ・入会の同意をいただき、お手続きを進めさせていただきます。

入会確定の
ご連絡

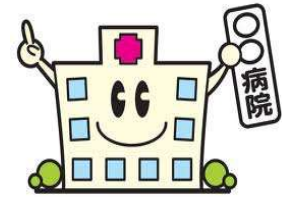
書類のご提示、お支払い方法の登録などが完了しましたら、【入会確定メール】にてご連絡します。入会日は毎月1日付けとなっています。



1 会員専用サイトより予約 【病児保育の準備】



2 お預かり前の受診 【フローレンスでの お預かりが可能か確認】



かかりつけ医

3 ご自宅へのかけつけ お預かり



- 訪問看護は1件あたり90分程度
- お子さんの症状などにより90分以上の場合もあり

看護師



おやこレスキュー隊員

お預かり中の症状を共有し、安心・安全な対応をします。

ご自宅での保育

4 終了・引き継ぎ



予約時間/
到着時間

前日15時～前日20時までの予約
/当日8時30分～訪問可能

※前日20時～の予約について、お伺いできるおやこレスキュー隊員及び看護師がいる場合のみお伺いが出来ます。
該当のおやこレスキュー隊員がいない場合はお断りすることがあります。訪問時間については当日ご確認ください。

※感染症の流行期など、予約件数が増加した場合は、朝9時前開始の保育予約締切が早まります。その場合は最短で朝9時開始の予約のみお受けいたします。

※予約確定とは、担当のおやこレスキュー隊員が決定した時点のことを指します。

- ・ **前日15時～20時までに会員専用サイトから予約**

朝8時30分から病児保育をご利用いただけます。

- ・ **前日20時以降に会員専用サイトから予約**

お伺いできる看護師およびおやこレスキュー隊員がいる場合にのみ対応可能となります。

お伺いするおやこレスキュー隊員が確定してから、到着までに90分～120分かかります。最短で朝9時過ぎからの開始となります。



キャンセル

- 当日5時59分までのキャンセルは無料です。
- 当日朝6時以降は、キャンセルされた時間により以下のキャンセル料が発生します。

※小学生は別途消費税を加算いたします。

朝6:00-7:29 有料キャンセル1 (予約受付時保育料の50%)

朝7:30以降 有料キャンセル2 (予約受付時保育料の100%)

月初回(無料枠)利用時にキャンセルが発生した場合も、上記料金が適用されますが、利用回数には含みません。

- キャンセルはご自身で会員専用サイトの「予約」画面から操作をしてください。

開始時間の変更

予約された保育開始時間の2時間前を過ぎての変更は、当初予約時間から保育料が発生します。

※小学生は別途消費税を加算いたします

例) 予約時点：9:00-18:00

→朝7時以降に保育開始時間を10:00-18:00に変更希望した場合、
保育時間(保育料)は9:00-18:00のままとなります

支援期間と料金について

入会金、更新料、月会費のベーシックプラン料金との差額は寄付者の善意によって支えられています

利用条件

ひとり親支援プランでの入会条件を満たし、
発達支援プランでの利用が可能と判断した場合。

利用期間

ひとり親支援プランの利用開始より **3年間**
利用中に、お子さんの扶養者が変わるなどの変更がありましたら必ずご
報告ください。また利用中に再度書類の提出をお願いする場合もありま
すので、予めご了承ください。

月会費：1,000円（税別）※

月会費には月1回目の病児保育利用料（9:00～17:00の8時間）が含まれ
ます（初回無料枠）。

9:00～17:00以外の時間帯の利用は保育料が発生します。

無料枠を2回目以降や翌月に繰り越すことはできません。

病児保育のご利用がなくても月会費は毎月発生します。

保育料：1,000円／時間（税別）※

月1回目の初回無料枠（9:00～17:00の8時間）を超えてのご利用、
または月2回目からの保育料は1時間1,000円（税別）※となります。
保育料は終了引き継ぎが終わるまで5分毎に課金します。

その他：実費

- おやこレスキュー隊員の交通費は上限を1,000円として実費を頂きます。
- 最寄駅からご自宅まで徒歩20分以上の場合は往復タクシー利用となります。
- お子さんと一緒に移動する場合も、安全のため原則タクシー利用となります。
- タクシー代や受診にかかる費用は当日精算となりますので「預り金」を
ご用意ください。

※小学生は別途消費税を加算いたします。

ご利用までの流れ

事務局からの連絡、ご請求の流れ

入会日後

病児保育利用

月の初めのご利用は**9:00～17:00の8時間**は保育料がかかりません。
(9:00より前、17:00より後の保育利用には保育料がかかります)

月2回目以降の保育料は1時間当りの料金を申し受けます。

保育ご利用5分ごとの課金です。

1日

入会日

15日

請求額確定メールの配信

初回のお支払いは「入会月および翌月分月会費」をご登録のお支払い方法で請求します。

20日

クレジットカードでの請求

27日

口座振替での請求

2ヶ月目以降 (月会費お支払い継続)

病児保育利用

15日

請求額確定メールの配信

お支払いは「翌月分月会費」をご登録のお支払い方法で請求します。
前月に保育を利用した場合は、「保育料」「交通費他」を加算します。

20日

クレジットカードでの請求

27日

口座振替での請求

※入会キャンセルは入会日前日（フローレンスが休業日の場合は前営業日）正午までにメールにてお申し出ください。

お支払い方法

病児保育のご利用がなくても月会費は毎月発生します

●支払方法：

入会お申込時に、WEB上で口座の登録もしくはクレジットカードの登録を行っていただきます。

WEB上での登録ができない場合は、口座振替申込書をダウンロードの上ご郵送頂きます。

●請求：

- ・クレジットカードの請求日：ご請求月の20日（土・日・休日の場合は、翌営業日）
- ・口座振替の請求日：ご請求月の27日（土・日・休日の場合は、翌営業日）

月会費は前月請求、保育料は月末締の翌月請求

例) 1月請求（1月20日クレジットカード決済／1月27日口座振替）

- ・月会費：2月分
- ・保育料：12月の保育料・おやこレスキュー隊員交通費他
（利用があった方のみ）

●新規入会の初回のお支払い（入会日当月）

月会費2ヶ月分を入会月にご請求いたします。

●請求の内容が確定しましたら、毎月15日頃までにメールにて連絡します。

●請求金額・明細につきましては、会員専用サイトにてご確認ください。

料金の未納

残高不足で口座振替およびクレジットカードでの決済ができなかった場合等は、メールにてご連絡しますのでご確認ください。お支払いが確認できるまで、病児保育はご利用いただくことができません。尚、利用停止中も月会費は発生します。

退会

支援期間満了前に退会ご希望の場合、
退会届のご提出をもって手続き完了となります。

- ◆member@florence.or.jp宛にメールにてお申し出ください。
退会届のURLをご案内しますので、必ず期日までに退会届をご提出ください。月末までに退会届をご提出いただいた場合、翌月末をもって退会となります。退会届のご提出が確認できない場合は、利用されているプランの継続となります。
- ◆退会日は、月の末日となります。
- ◆退会届は【お子さん1名ごと】にご提出ください。
- ◆退会月に病児保育を利用された場合の保育料は、退会月の翌月の請求となります。
- ◆退会后、再度入会を希望された場合は、当プランを含むひとり親支援プランをご利用いただくことはできません。
- ◆ご登録の振替口座およびクレジットカードは、退会日の3ヶ月後に登録を解除します。
- ◆退会されると会員専用サイトへはアクセスできなくなります。

ひとり親支援プラン対象期間

ひとり親支援プランの支援期間は、利用開始より3年間です。
ひとり親支援プランへの入会は、お子さん1人につき1回のみとなります。
より多くのひとり親の方を支援するため、支援期間についてご理解ください。

- ◆ひとり親支援プランでは、休会は利用できません。
※ただし、フローレンスの判断で休会をお願いする場合があります。
- ◆支援期間終了後は、契約満了で退会となります。
契約満了の場合は、退会届は不要です。
継続を希望される場合は発達支援プラン（入会金なし）をご利用いただけます。
(契約満了月の前月末までに、継続希望をお申し出ください。)

入会キャンセル

入会手続き後に、病児保育が必要なくなった方へ

- 入会手続きが完了し、事務局から入会確定メールが配信されますと、病児保育ご利用の有無に関わらず利用会員規約に則り月会費等の支払い義務が生じます。
- 入会キャンセルのご希望は入会確定メール記載の「入会日※」前日（フローレンスが休業日の場合は前営業日）の正午までに、member@florence.or.jp宛にメールにて事務局へお申し出ください。
会員専用サイトのプラン変更では、入会キャンセルをお受けしておりません。

留意事項

- ◆「入会日」を過ぎての入会キャンセルはお受けいたしかねます。
P18に記載の通り、所定の退会手続きをお願いいたします。
- ◆ひとり親プランは、寄付と会員の皆さんの月会費で運用をおこなっています。前日20時までのご予約に100%お応えするプランの提供を維持するため、「入会日」を過ぎての入会キャンセルはご容赦ください。

※「入会日」は会員専用サイト「プラン情報/各種届等」でご確認ください